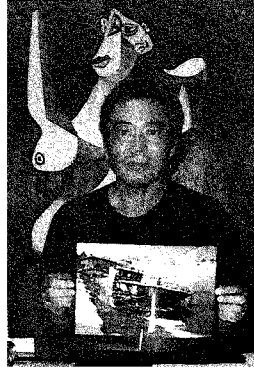


募集&お知らせ

第6回 都留市写真コンテスト作品募集



◎応募票の内容
住所・氏名・性別・年齢・電話番号・作品名・撮影場所・撮影年月日・応募枚数(○枚の内○枚)を記入した紙を張ってください。提出は、郵送・直接どちらでもかまいません。

応募締切 9月24日(金)
審査員 写真家 浅井慎平さん

写真家、浅井慎平さんを審査員に迎え、『風』をテーマとした写真コンテストを開催します。多数のご応募をお待ちしています。

- 応募要項**
- ◎テーマ『風』
 - ◎撮影場所は特に定めません
 - ◎応募は、1人5点まで (組写真不可)
 - ◎カラー4つ切 (ワイド4つは不可)
 - ◎作品は未発表作品に限ります
 - ◎作品1点ごとに応募票を添付してください

※入賞者には直接通知します。また、入賞作品の使用権は、主催者に帰属します。作品のポジおよびネガの提出をお願いします。

浅井慎平賞 1点
優秀賞 2点
入選 10点
佳作 20点

発表 表 10月初旬

応募・問合せ先
〒402-8501 都留市上谷1-1-1
教育委員会 生涯学習課

税務署から減税のお知らせ

◆平成十一年以後の各年分の所得税について、最高税率の引き下げ(三七%)や定率減税(年税額の二〇%で最高二十五万円)が実施され、年末調整の際の年税額の計算や退職手当などに対する源泉徴収税額の計算方法が改められました。

◆定率減税などの実施に伴い、平成十一年四月一日以後に支払うべき毎月(日々)の給料や賞与の源泉徴収の際に使用する税額表が改められました。

◆定率減税などの実施に伴い、平成十一年一月から三月までの間の源泉徴収税額を対象とした「特別調整方式」による平成十一年分所得税の夏期減税が実施されます。

①給与所得者
控除対象者
平成十一年六月一日現在扶養控除等申告書を提出している人のうち、平成十一年一月から三月までの間にその給与の支払者が支給した給料や賞与について甲欄適用した源泉徴収税額のある人で、六月以降も甲欄適用する人です。

控除額
平成十一年一月から三月までの間に支給した甲欄適用の源泉徴収税額の二〇%で四万五千円が限度です。

控除の方法
平成十一年六月一日以後最初に給与や賞与を支払う際に控除します。

②公的年金等の受給者
控除対象者、控除の方法
基本的な仕組みは給与所得者と同様です。

控除額
平成十一年一月から三月までの間に支給した年金の源泉徴収税額の二〇%で二万八千五百円に支払の月数を乗じた額が限度です。

◆新たに年少扶養親族(十六歳未満)に係る扶養控除額の十萬円の増制度が創設されるとともに、特定扶養親族の割増控除額が五万円引き上げられ(二十五万円)ました。

問合せ先 大月税務署
☎(22)3151

平成11年度 個人住民税改正

今年度の個人住民税に適用される主な改正は次のとおりです。

所得割の税率改正

市町村民税所得割の税率が次のように改められました。

課税所得の段階	改正後	改正前
200万円以下の金額	3%	3%
200万円を超え700万円以下の金額	8%	8%
700万円を超える金額	10%	12%

●定率による税額控除
平成十一年度以後の年度分の個人住民税について、定率による税額控除を実施することとされました。概要は次のとおりです。

(1)個人住民税の所得割から定率による税額控除の額が控除されます。

(2)定率による税額控除の額は、その年度分の個人住民税所得割額の一五%相当額です。ただし、一五%相当額が四万円を超える場合は、四万円が限度になります。